とかげもどき属及びいぼいもり属の ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載について

令和3年2月15日(月)

<経済産業省同時発表>

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約) 附属書Ⅲに奄美・沖縄諸島の固有種であるとかげもどき属6種及びいぼいもり属1 種が令和3年2月14日付けで掲載されました。

当該7種については今後、国内の違法捕獲及び我が国からの密輸出を誘発すること等を防止するため、国際取引の際に取引しようとする個体の原産国の確認が取られることとなります。

日本固有種であるとかげもどき属6種及びいぼいもり属1種については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により捕獲、国内取引及び日本からの輸出が規制されていますが、これまで第3国間での国際取引に関する規制はありませんでした。

そのため、昨年 11 月、当該7種に関する国際取引の状況把握を目的として、ワシントン条約附属書皿への当該7種の掲載を我が国政府としては初めて同条約事務局に対して要請しました。我が国政府の要請を受けて、同条約事務局から締約国に対し、通知がなされたところ、その90日後である2月14日付けで附属書に掲載されました。附属書皿には、締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とする種として要請した種が掲載されます。

当該7種を含む数多くの固有種が生息する生物多様性豊かな奄美・沖縄諸島では、 地域の関係者が協力して希少種の密猟や国内での違法取引を防ぐための取組を実施 しています。すでに海外に存在する個体の国際取引が、国内の違法捕獲及び我が国か らの密輸出を誘発することのないよう、今後も必要な種については附属書掲載提案を 進めていく等、適切にワシントン条約をはじめとする国際的な枠組みを活用し、国内 希少野生動植物種の保全に資する取組を地域の取組と一体となって進めてまいりま す。

〇参考資料

添付資料については、下記の環境省ウェブページから御確認下さい。

http://pwcms.env.go.jp/press/109157.html

別紙1 ワシントン条約附属書Ⅲ掲載種の概要

別紙2 ワシントン条約の概要

別紙3 Seven endemic species listed on CITES Appendix III

別紙4 Annex1 Species information

環境省自然環境局野生生物課

代 表 03-3581-3351

直 诵 03-5521-8283

課 長 中尾 文子 (内 6460)

課長補佐 立田 理一郎 (内 6465)

課長補佐 笠原 綾 (内 7475)

担 当 中西 千紘 (内 6462)